

にゅうようせ

# 乳幼セだより



R6.1 No.5

山口県  
乳幼児の育ちと学び支援センター  
☎083-933-4450  
✉a50908@pref.yamaguchi.lg.jp

## 1月の共通研修のお知らせ

時がツツのも早いもので今年度も残り3か月となりました。1月に予定されている共通研修は下記の2つです。

1/25(木) 第2回リーダー研修(オンライン)  
講師 玉川大学教育学部 教授 田澤 里喜 氏  
演題 「保育の質向上を目指した園づくり」



1/31(水) 第3回保幼小連携研修会(対面及びオンライン)  
昨年度、幼児教育・保育長期研修生の授業動画視聴後、参加者で協議を行う予定です。

要項は各園・所等に送付しています。乳幼セの Web ページにも掲載しておりますのでぜひご覧ください。皆様の御参加、お待ちしております。

新年あけましておめでとうございます！

今年の干支は「辰」ですね。本来の干支は十干と十二支を組み合わせた60種類あることを知っていますか？2024年の正式な干支は「甲辰(きのえたつ)」だそうです。甲辰は新しいことを始めて成功する、今まで準備してきたことが形になるといった、縁起の良い年になるとも考えられています。2024年は新しく何かにチャレンジしてみたいか、目標ツツ成目指して頑張りましょう！



乳幼セコラム いっぱい

## 児童虐待の現状と子どもへの影響

スクールソーシャルワーカー 吉村 直美

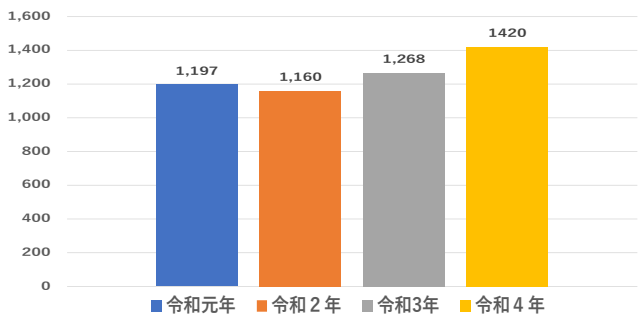
子どもの福祉を守る法律として、2000年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」(通称 児童虐待防止法)と「児童福祉法」があります。児童虐待防止法については、18歳までの児童を対象にしており、通告義務、立ち入り調査、一時保護、家庭番所への申し立てが盛り込まれています。

児童虐待は、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます。そして、子どもの心や身体に様々な影響を与えるといわれています。

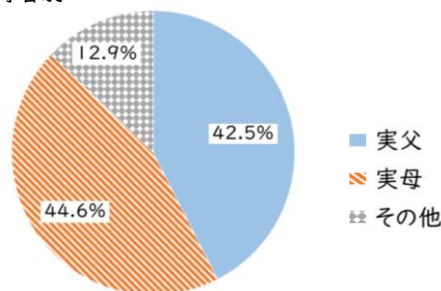
児童虐待とは、殴る、蹴るなどの身体的虐待や、性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも定義されています。

### 《山口県令和4年度児童虐待の現状》

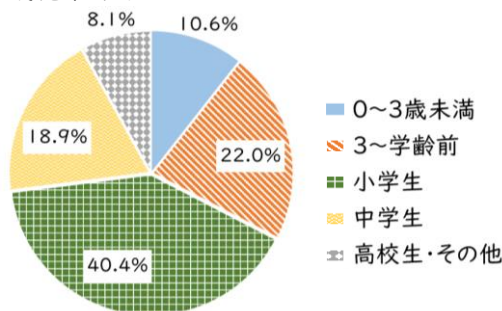
<児童相談所と市町を合計した県全体の児童虐待相談対応件数>



<虐待者別>



<被虐待児年齢別>



### (特徴)

- ・児童相談所と市町の相談対応件数は 1420件と過去最多となっている。
- ・相談経路別では、警察からの相談件数が292件、次いで学校から180件となっている。

### (虐待種別)

身体的虐待 216件    ネグレクト 112件  
性的虐待 12件    心理的虐待 348件

### 《虐待の子どもへの影響》

児童虐待は、子どもに対するもっとも重大な権利侵害です。児童虐待はそれぞれの種別により、心身への影響には異なる面がありますが、いずれにおいても子どもの心身に深刻な影響をもたらすものです。児童虐待の結果生じる愛着障害には、発達障害に非常に類似した症状が認められます。

一人で悩まず、乳幼セまで御相談ください。一緒に解決していきましょう。